平成26年度第1回弘前市高齢者福祉計画 • 介護保険事業計画審議会

日 時 平成26年7月30日(水) 午後2時30分~午後4時

場 所 弘前市役所特別会議室

出席委員 田村瑞穂、柴田典明、前田淳彦、木村留次郎、奥寺開繁、村元千鶴子、今幸夫 花松由美子、吹田桃子、古川緑、對馬由美子、八木橋喜代治、佐藤兆運 欠席委員 山中朋子、葛西久志、竹島徹

- 〇案件1 介護保険事業の実績について 資料1
- 〇案件2 高齢者福祉事業の実績について 資料1

介護福祉課須藤課長が案件1・2について説明

発言者	中
光言有	内容
田村会長	委員の方々、何か質問、ご意見のある方はお願いいたします。
佐藤委員	6、7ページの()に圏域ごとの施設の数とありますが、各数字の下に()とあるが、 説明によると定員となっているが、何を基準に設けられているのでしょうか?どう いう基準で定員が決まったのでしょうか。
須藤課長	建てる時の許認可というのがありますので、各施設さんが独自に決めた数字ではなくて、 それぞれこの広さでありますとか広さに応じた定数はいくらというのは決まっておりますの で、それに基づく定数であります。
佐藤委員	現在の実数、定員に対して入居者数はどういう状況でしょうか?
須藤課長	ほとんど定数いっぱいになっているのが現状です。
田村会長	他に質問はございませんか。
村元委員	新聞等で見ますと弘前は介護保険料が県で一番高いようですが、市のほうでは対策はどのように考えていらっしゃいますか。
須藤課長	それを今6期の計画の中で皆さんにお諮りしていただくこととなりますので。今は6,170円で県内で一番高いようですが、この金額につきましても私どもの方から資料をお渡しして皆様にご協議いただくことになります。
田村会長	前に説明があったように、持続可能にしていくために、赤字にならないように少しずつ高くなっていくことになると思いますがそれについて何か工夫はないんですか。
須藤課長	健康づくりプロジェクトで様々な形で子供から大人、シニアの方々まで健康で長寿を目指すと三年程前から始めまして様々やってございます。一年二年で成果は出ませんので、もう少し長いスパンをかける必要があると思っております。また会長さんからもお話がありましたが、ケアプラン点検の適正化ということで、いろいろな指導をしているという状況であります。

田村会長	4ページの下の部分で「自治体の外から高齢者が転入している」とありますが、前にも話題になったんだけれども、結局、生活保護の人が弘前で増えてくるとか、それはどういうことかというと業者が弘前市に建物を建てて外の市から入れて生活保護を申請するとか。そういうことで外からの高齢者が増えているんだということですよね。かなり低くなったと聞いてますが、まだまだこれはあるんですか?
須藤課長	生活保護を受けてそういう住宅に入っているという連続したデータがないので人数把握と かパーセンテージはわかりません。
田村会長	前にも話題に出ているので概数だけでも把握していた方がいいと思います。11ページの所で紙おむつ支給事業と慰労金支給事業というのがありますが患者さんがおむつ代の証明とかでよく来るんですが、そのことですか?あと慰労金の方はあまり聞いたことがないのですが、家族が家族を介護してれば慰労金を出しているのでしょうけども具体的にはどのくらいありますか?
須藤課長	紙おむつの支給事業については高齢福祉係の三上の方から説明させます。
三上係長	寝たきり高齢者の紙おむつの支給事業は、在宅の寝たきりのかたを対象としております。 入院している方たちの分ということではありません。
田村会長	在宅の寝たきり患者さん対象ということですね。 慰労金はどういったものですか?
須藤課長	慰労金につきましては、皆様のお手元のガイドブック2014の23ページの所に記載しております。介護負担の軽減を図るため家族の方に対して慰労金を支給しているものでございます。要介護4・5に相当する方を在宅で介護している家族に対して年額10万円を支給しております。25年度実績では2家族ございます。
田村会長	ありがとうございます。2家族って少ないですね。
村元委員	制度を知らないんじゃないですか?
田村会長	そうですね。あまり宣伝してないのかな。
須藤課長	10万円支給実績が少ない理由としては、条件として過去1年間介護保険のサービスを全く利用していない方になりますので、ヘルパーさんが入らずにすべて家族が介護しているという場合対象になりますので、対象者が少ないと思います。
田村会長	ちょっとでも、一つでも二つでもやればダメということですね。10万円というお金はありがたいと思うのでいいと思います。 13ページのところで色んなことが書いてあり、その中に歩行安全杖支給事業とありますが、盲目の方によく杖支給して白い杖歩きやすいようになっておりますが、歩行安全杖というのは本人からこういう事業やっているから、私も欲しいと言われて出すのか。それとも何か基準があって出しているのか。一本杖だと思うけれど、よく三本足とか四本足とかいうのがありますが、これはそうではなくて、簡単な杖ですか。
須藤課長	今の歩行安全杖支給事業についてはガイドブックの29ページに載っていますが、説明いたしますと、支給に関しましてはあまり大きな枠はなく歩行に杖が必要な65歳以上の方ということになっております。これは今、会長さんがおっしゃられた三本四本ではなく一本杖になっております。
田村会長	65歳になったら全員にやるというわけではないんですね。
_	

須藤課長	全員ではないです。歩行に支障がある方に申し出のもとにお渡ししております。目の不自由な方には白い杖なんですが、私共が支給しているのは黄色い反射型のテープを巻いた杖になっております。
田村会長	それはいいですね。他に何かございますか?
前田委員	この審議会の目的として、介護保険料が県内でも一番高いといわれてましたが、それだけサービスを使っているのかな?と思うんですが、サービスの使い方のひとつで、サービスを選ぶというかケアマネさんがサービスを作っていくと思うんですが、どんなサービスが適当なのかということを。それがケアマネさんが所属している施設のサービスが主にいっぱい使われることはないのか?つまり事業所の利益というかそちらに傾く傾向はないのか?全国的には施設と離れた独立した形でケアマネさんがサービスを設定するというか選んでいくべきではないのか?という問題も出ているところです。つまり事業所からケアマネさんとサービスを離した方がいいのでは?ということも一つあると思います。そうでないとどんどん市内歩いて見ましても施設の車ばかり目にします。活躍がすごいのか裏返せばそれだけ経費がかかっているのかな?と思います。 今、在宅志向という風になっているようですが、結構そういう形で事業所の経済的な活動にもなっていると思います。市民の方で先程ひとつ広報でいろいろ案内はしていると思うんですが、いろんなサービスがあってそれを利用するとなった時に結構知らないという方がいっぱいいると思うんですが、それは「広報ひろさき」をよく読まないとわからないという方がいっぱいいると思うんですが、もっと別な形でサービスの利用を市民の方に教えていくことも必要なのかな?とおもいます。私が感じる所によるとサービスについても結構知らない方もいらっしゃるので、その辺でサービスの利用ということについて市のほうでは広報以外で市民の方にいろいろ教えてほしいです。
須藤課長	最初の同じ事業所のケアマネさんが所属するところだと事業所に有利な判断になるのでは、という質問でしたが、私共の方も今、認定替えをする際に同じ事業所のケアマネさんがやるのではなく、違う事業所の方が認定をするということにすることも念頭において実際それをやられてる自治体もありますので、今それを進めてる所で、まだ実際には動いてませんがそういうことも考えております。また二つ目のいろんなサービスの周知についてですが、今前田委員さんがおしゃられた通り、サービスが一冊になるくらいのものがありますので、確かに周知不足な点は否めないかと思います。「広報ひろさき」に載せてるからと言われれば全くそれでは足りないと思いますが今後いろんな形で周知できるように考えていきたいと思います。
田村会長	前田委員貴重なご意見ありがとうございます。一つ聞き漏らしたんですが11ページに認知症サポーター養成とありますが、これは市の方で資格を与えるということでしょうか?どこで与えているのか?ということと、この方々はサポートする時に、いわゆるボランティアというか無料でやっているのでしょうか?
高松係長	認知症サポーター養成講座の方は、25年度は各銀行や会社とか10人以上サポーター 養成講座をやりたいといった申し込みがありましたら、講師をボランティアで派遣して講座を 開催しております。
田村会長	内容としてはどういうことですか?サポーターを養成した時にサポーターに資格を出しているのか、サポーターが活躍する時にボランティアで活動するのか?

須藤課長	追加で説明いたします。サポーターというのは全国的な制度でございまして、事務局からサポーター養成講座に参加いたしまして終了すればサポーターになりましたということで、オレンジ色のリングを頂けることになっております。 サポーターになった後につきましても普段なにかをやってもらうということよりも、地域で認知症の方がいた場合に、「どうされました?」と声掛けをしていただくというようなソフトに介護していくという形でございます。 いろんな地域によってはサポーターさんが積極的に活動されているというのもありますが弘前市におきましてはサポーターさんの数を増やしまして認知症がどういうものなのか?ということを広く理解していただきまして、その後地域でそういう方が徘徊していたり困っている状況であればサポーターさんたちがメインになってうまく誘導するということを想定しております。いずれも手当が出るとかではなく、あくまでもボランティアで活動してもらう制度であります。
田村会長	ありがとうございます。医師会の方でも認知症というのは大事になってきているので、認知症をよく理解してもらうにはいい制度ですね。サポーターを養成するのもいいことですね。 青森県が長寿を目指すには保健指導員の方々が活躍することも必要です。サポーターを どんどん増やしていくことはいいことですね。保健指導員のように増やしていかないとだめ ですね。10ページの口腔機能について、とても大事なことなので柴田先生何か意見はない でしょうか?
柴田副会長	今、田村会長に言われた通り老人の特に介護を受けられているような方の肺炎、誤嚥性肺炎が非常に多いというのは我々も認識しております。歯科医師会としてもアンケートなり体制づくりを進めております。 ただ如何せん施設ごとの協力歯科医というものがありまして、その辺の連携がうまくいっていないというのが実情でございます。そういう意味では市、あるいは私ども施設が三位一体となって充実した議論で体制づくりを進めていく必要があると思っております。その時には田村会長にもお願いしていろんなご意見を頂戴したいと考えております。その時には田村会長にもお願いしていろんなご意見を頂戴したいと考えております。 そういったことで随時進めていきたいと思っております。お年寄りの肺炎によって死亡されたという報告のほとんどは、誤嚥性の肺炎、食べ物が肺に入って炎症をおこして亡くなるということがありますので、今後も見据えてまいりたいと思っております。
田村会長	ありがとうございます。最後に大事なことを言われたと思うんですが、確かに入院患者で亡くなるほとんどの原因が誤嚥性の肺炎なんですよね。だから肺炎というのは口腔内をきれいにしておくことですごく防ぐことができるんです。

○案件3 日常生活圏域ニーズ調査結果について 資料2

介護福祉課須藤課長が案件3について説明

発言者	内容
田村会長	只今の説明について何か質問ご意見はございますか
一同	特になし
田村会長	無いようなので案件4に移ります。

〇案件4 第6期介護保険事業計画策定に向けての資料について 資料3~6

介護福祉課須藤課長が案件4について説明

発言者	内容
田村会長	弘前市の方針としては、地域支援事業をどのように進めていくつもりなんですか。
須藤課長	それをこれから決めて予算を出してその予算から要求をしていく形になると思います。
田村会長	国の方針としては要支援のほうは市町村におろしてしまったということですね。
須藤課長	そうですね。
田村会長	右と左と現行見直し法とあるが結局現行何を目的としてこっちに変わったんですか?経費 削減もあるかもしれないが、細かいことをやるとか、何を見直しているんですか?
須藤課長	簡単に言えば田村会長さんがおっしゃったように、経費削減もひとつかと思いますが、各自治体における人的支援の堀りおこしと、その中で高齢者の方々がいろんなボランティアをするということでの生きがいづくりなどと、厚生省のほうでは事例としてそういうことも考えられるでしょう、ということで謳ってございます。
田村会長	だけども先程の説明の中で市では国より先に十分やってますよね?そこの所で何かありますか?
福田部長	ちょっと補足させていただきますが、国の方でいわゆる訪問介護とか通所介護いわゆるデイサービスとかホームヘルプサービスの部分の介護度の軽い方これについては地域支援事業、市町村事業にするということで、今まで国の方で一律に決めてあったということで全国一律のサービスであったのを市町村の方で工夫しながら今まで10であったものを人によっては実情8でいい人もいるんじゃないか?6でもいい人もいるんじゃないか?ということで、その人の実態にあった地域の実情に合ったサービスの形態を市町村で考えてやって下さいよという真意であります。そのバックとしては費用の削減というのが国の方ではあると思います。国のほうの流れとして施設から在宅へというのもございまして、施設の方で元気なというか介護度の軽い方は地域の方で面倒見て下さいよというのが大きな流れとしてあります。
田村会長	これについて何かありますか? これそうすると来年の1月2月までにあと3~4回ありますけれど、そういうとこでもやっていくということですね。これについてなければ、次にいきたいと思います。具体的に何か質問ある方はございますか?
佐藤委員	私は介護に関することは全くの素人なので、今後3回ほど予定されておりますが、今後会議に臨むにあたってどういったことにポイントをおいて資料を読んで来たらいいのか?どの辺に注意して資料を見てほしいのか?その辺の改善策に向けてのステップとしてぜひ本部の方から、こういう点に注意して次回までに見てきてほしいと、ひとつアドバイスをいただけたらなあと思います。
田村会長	大変いい話だと思いますが、大体みんな見てくることが必要なので特にここの所が大事で すとか分かればいいかもしれないですね。

	Ţ
須藤課長	今の佐藤委員の注目する点ということにつきましては、その都度出していただくことになりますけれども資料1のですね1ページ目の所にありますが作成についてということで3番計画策定の基本的な指針という中に第6期の計画は、うんぬんくんぬんとありまして、介護保険を持続可能な制度としていくために、高齢者の介護予防、健康づくりの推進、介護保険サービスの適正化などに向けて取り組むということを謳ってありますので、これらの観点からどういう具合な意見が出ているのか?とか、どういうことが考えられるのか?という所にまずお考えを出していただければと思います。あとその下にもございますが、基本的方針として地域包括ケアという言葉自体が多分初めての方であれば、これ自体がどういうことなの?ということになると思いますが、地域包括ケアを簡単に言えば地域におけるご高齢の方のお世話をどのようにするかと、平たく言えばそんな感じのことになるかと思いますが、その辺の高齢の方々をこれから在宅で面倒見ていくのか?ということについての体制強化になります。あと高齢者の方の健康で生きがいづくりを目指してそれが寿命が延びることになると思っておりますので、それらについての考え、それから想定される主な取り組みとありますので、それらにつきましては先程申し上げました介護予防ですとか健康づくりの推進それに絡んだ話ができますので、その辺に着目していただければと思います。
田村会長	ここに注目とか二重丸つけるとか簡単にするようにすればいいですね。もうひとつ、どういう風に公募委員とか、その他の委員を決めているかわからないということですが、やっぱりみんな持っている知識幅があると思います。 今、包括ケアの言葉を知らないと言いましたけれど、ちょっと一般的でないというのはじっくり説明を作ってそれを新人の方に前もってあげるとかですね、そうしないと同じレベルでスタートできないから、説明だけは作って渡してくれた方がいいと思います。
須藤課長	今、佐藤委員、会長さんからお話しあったとおり、次回の資料をお配りする際には今回注目して頂く点は二重丸とかそういう風にわかる形での資料を配布する形にしたいと思います。またわかりにくい点には説明できるようなデータをつけて、わかっていただけるような資料にしたいと思います。
田村会長	新しい人はこの地図何で7つになっているのとか分からないですからね。、仕組みも分からないと思うので、解説も必要だと思います。。その説明も前もって配布してあげると、尚、良いと思います。そうしないとせっかく新しい人が参加した意味が無くなりますからね。いろんなアイディアがあると思いますから。 それでは、これ以上質問は無いようなので、今日の会議はこれで終了とします。